

一般競争入札公告

社会福祉法人幸光福祉会「特別養護老人ホーム桃の里」における物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和6年 6月 5日

社会福祉法人 幸光福祉会
理 事 長 黒田 幸次

記

1. 入札内容

(1) 購入物品

特別養護老人ホーム桃の里介護用機械浴槽及び附属品等一式購入・設置業務

(2) 納入場所

埼玉県越谷市船渡43番地

社会福祉法人幸光福祉会 特別養護老人ホーム桃の里内

(3) 発注者

社会福祉法人幸光福祉会 理事長 黒田 幸次

(4) 納入期限

契約締結後 ～ 令和6年12月28日まで

ただし、正当な理由により納期が間に合わない場合は、応相談

(5) 仕 様

別紙、仕様書による

2. 入札方法等

(1) 入札予定価格

有（非公表）

(2) 最低制限価格

無

(3) 入札保証金

免除

(4) 契約保証金

免除

3. 入札参加資格等

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県で契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者

(4) 令和5・6年度埼玉県物品等競争入札参加資格登録事業者、または資本金1,000万円以上の者

(5) 埼玉県内に会社の本店、支店等を有する者

(6) 当法人の理事長及び理事若しくはこれらの親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が役員についている業者など、当法人と特別の利害関係を有する業者でない者

4. 入札参加申請

(1) この入札に参加を希望する者は、下記の提出期限までに、次に掲げる書類を持参または郵送により提出すること。

① 提出期限

令和6年6月5日(水) ～ 令和6年6月21日(金) 午後5時まで(必着)

② 受付方法

一般競争入札参加申請書及び添付書類を期限内に提出すること。郵送の場合は期限までに必着するものとし、持参の場合は、電話連絡の上、持参すること。

③ 提出書類

(ア) 一般競争入札参加申請書(ホームページ上に書式あり)

(イ) 一般競争入札参加資格を証明する書類

(ウ) 会社案内(会社概要・経歴書等)パンフレット可

(エ) 担当者の名刺(メールアドレス記載のもの)

※提出した書類は、返却しません。

④ 提出場所(連絡先)

社会福祉法人幸光福社会 特別養護老人ホーム桃の里(担当:菅原)

〒343-0003 埼玉県越谷市船渡43番地 特別養護老人ホーム桃の里

電話:048-974-2006 FAX048-974-3177

5. 一般競争入札参加資格通知書及び仕様書等の配布

(1) 入札参加資格確認審査後、全ての業者に参加資格の有無について、一般競争入札参加資格通知書及び以下の資料を、令和6年6月25日(火)付で書面にて通知を行う。

資料 1. 函面、仕様書 2. 入札書 3. 仕様書
4. 質疑書 5. 入札参加辞退届 6. 経理規程
7. 入札書用封筒見本

(2) 「1. 函面、仕様書」、「4. 質疑書」及び「6. 経理規程」については、入札書と一緒に返却すること。なお、「4. 質疑書」は、法人・代表者名を記載の上、代表者印を押印すること。

(3) 返却書類は、入札書及び仕様書とは別の封筒とすること。

6. 仕様書に関する質疑と回答

(1) 質疑提出方法

仕様書等入札する機器等について質問がある場合は、指定の質疑書へ入力し、電子メールにて指定のメールアドレスへ送信すること。電話、FAX及び訪問等は一切認めない。

なお、質疑書原本は、押印のうえ、入札時に提出すること。

① 質疑提出期限 令和6年6月25日(火) ～
令和6年7月4日(木) 午後 1時迄

② 提出方法 e-mailにて受け付けます。

③ 提出先 e-mail: tokumomo@koukou.or.jp

(2) 質疑に対する回答

①質疑回答

令和6年7月11日(木) 午後5時までに e-mail にて回答

※回答については、全業者からの質疑を集計のうえ、入札参加が認められた全業者に回答する。

7. 見積りにあたっての注意事項

(1) 見積りに際しては仕様書に準拠した物品で見積もりを行うこと。同等の品質以上の物である場合のみ、仕様書と異なる物品で見積もりを行うことを許可することとする。その場合、質疑期間において事前に同等品以上としての確認があったもの、かつ法人回答において同等品以上と認めたものに限る。

(2) 現場説明は行わない。

8. 入札方法等

(1) 入札書を入れる封筒には、所定の入札書及び仕様書(以下、「入札書等」という。)を一括して封入し、封入口は糊付け後に入札者が押印すること。

(2) 入札書等は、期限までに到達するよう郵送するものとする。ただし、郵送によりがたい場合は、期限までの持参も可とする。

なお、持参する場合は、事前連絡の上、持参すること。

9. 入札書等の保管

提出された入札書等は、開札日まで開封せず厳重に保管する。また、既に提出された入札書の訂正、差替え及び再提出は認めない。

10. 入札の辞退

入札者が辞退する場合は、辞退届を開札日の前日(郵送の場合は必着)まで特別養護老人ホーム桃の里へ提出するものとする。

11. 入札の立会い

入札会には、法人の複数理事及び監事を立ち合わせるものとする。

12. 入札会の中止

(1) 期限までに入札書が1通も到達しなかった入札及び全事業者から辞退届が提出された入札は、不調とする。

(2) 1者以上の応札があった入札は、有効なものとして取り扱う。

1 3. 入札に関する注意事項

落札決定にあたっては、入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数の金額は切り捨てる）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1 4. 開札

開札は、次のとおり、公開で行う。

(1) 開札日時 令和6年7月23日（火） 午前10時00分 ～

(2) 開札場所

① 名 称 特別養護老人ホーム桃の里 2階会議室

② 所 在 越谷市船渡43番地

③ TEL 048-974-2006（特別養護老人ホーム桃の里 電話番号）

(3) その他

① 開札は、当該入札に参加した者及び従業員であれば、その身分がわかるもの（委任状、名刺、社員証等）を持参することにより誰でも傍聴できるものとする。

ただし、開札会場等の都合により傍聴を制限することがある。

② 開札後、予定価格と入札金額を比較し落札者を決定する。

③ 開札の結果、落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者と決定する。開札会場において、当該落札者またはその代理人がくじを引く際は、社員証等雇用関係を確認できるものを提示しなければならない。代理人の場合は、併せて委任状を提出しなければならない。入札者またはその代理人がくじを引かない場合は、立会人がくじを引くものとする。

1 5. 入札の不落札

(1) 開札の結果、再度入札が必要となった場合には、入札者に対し入札結果及び再度入札の日時を通知するものとする。

(2) 前項に規定する場合において、無効入札をした者は、再度入札に加わることはできない。

(3) 再度入札の結果、落札となるべき価格の入札が無い場合は、入札は不落札とする。

(4) 入札者が再度入札の辞退を希望する場合は、入札の辞退届を提出するものとする。

16. 談合情報があった場合の対応

- 1 開札前に談合情報が寄せられた場合でも、開札は当初の予定どおり行う。開札の結果、談合情報どおりの者が抽選によらず落札者となった場合には、落札者の決定を保留し、公益財団法人JKAへ通報し、その後の対応を協議する。
- 2 協議の結果、談合の事実が確認された場合は、当該入札は無効とする。ただし、談合の事実が確認されなくても、談合の疑いが強いと判断された場合は、当該入札を無効とする場合がある。

17. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札書が指定した方法以外により提出された場合
- ② 入札書が指定した期限までに到達しなかった場合
- ③ 一案件につき、二つ以上の入札書が提出された場合
- ④ 既に提出した入札書の訂正、差替えまたは再提出がされた場合
- ⑤ 入札書等で指定された書類のいずれかに不足した場合
- ⑥ 入札書の記載内容に誤字、脱字等があり、意思が不明瞭な場合
- ⑦ 内訳書の合計額が、入札書記載金額と一致しない場合
- ⑧ 入札書が指定された郵送先と異なる場所に郵送された場合

18. 入札結果の公表

落札決定の日以後に落札者、落札金額、件名等を当法人ホームページに掲載する。

19. 契約方法等

- (1) 直近の理事会を経て、落札者と契約を締結する。契約書は、落札者が作成すること。
- (2) 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、公益財団法人JKA等から指導があった場合にはこれに従うこと。

20. 支払条件

- (1) 代金の支払いについては、物品等の納品完了の翌月末までに、振込により契約金額一括払いとする。なお、支払いに関する振込手数料は落札者の負担とし、消費税及び地方消費税を含めた契約金額の支払いに際し、振込手数料を除いて支払うものとする。

21. この公告に関する問い合わせ先

社会福祉法人幸光福祉会 特別養護老人ホーム桃の里 担当：菅原
〒343-0003 埼玉県越谷市船渡43番地 特別養護老人ホーム桃の里
TEL：048-974-2006 FAX：048-974-3177